

# 外食産業における食品廃棄物の再資源化に係る実証試験業務委託仕様書

## 1 業務の名称

外食産業における食品廃棄物の再資源化に係る実証試験業務委託

## 2 業務の目的

食品廃棄物の再資源化を促進するため、令和7年度に作成した実証試験の実施計画に基づき、外食産業の店舗が行う実証試験の実行段階でのサポートを行うとともに、再資源化による各種のコストの増減及びCO<sub>2</sub>削減効果等を計算・分析することにより、事業者主体による取組の促進を図ることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 委託業務の内容

本業務の内容は、次の（1）及び（2）の業務とする。

なお、実施店舗は、秋田市及び潟上市の4店舗程度を想定している。実施店舗の詳細は、契約後に委託者から提供する。

### （1）実証試験の実行段階でのサポート

- ① 受託者は、外食産業の店舗が行う実証試験の実行段階において、次のアからウについて対応すること。
  - ア 実施店舗・収集運搬業者・再資源化事業者との実施段階での連絡調整の実施
  - イ 実施状況の現地確認・記録
  - ウ 関係者からの課題等のヒアリング
- ② 受託者は、実施店舗が試験時に使用する食品廃棄物の保管ボックス及び計量器を用意し、試験期間中は、実施店舗ごとに設置すること。試験の終了後は、速やかに撤去すること。
- ③ 試験の実施期間は、店舗ごと2ヶ月（繁忙期1ヶ月とそれ以外の時期1ヶ月）とする。受託者は、実施期間中、分別・計量の結果、収集運搬業者による回収運搬の状況及び再資源化事業者による処理等の結果を把握できる連絡体制を構築し、記録票を作成して実施状況を把握できるようにすること。また、定期的に現地確認を行い、実施状況を写真撮影するなどして記録すること。
- ④ 受託者は、関係者（実施店舗・収集運搬業者・再資源化事業者）へのヒアリングを行い、実証試験の結果を踏まえた課題等を把握し、整理すること。なお、実証試験に要した収集運搬業者・再資源化事業者への処理委託費用は、実施店舗がいずれも自ら負担する。

### （2）試験結果の集計・まとめ

- ① 受託者は、（1）の結果について、記録票や写真撮影等の記録をもとに集計すること。
- ② 受託者は、食品廃棄物の処理方法を再資源化に転換することに伴う各種のコスト（店舗従業員の作業時間等を含む。）、CO<sub>2</sub>削減効果の計算と分析を行うこと。また、転換によるメリット・課題・社会実装に向けた対応策を整理し、まとめること。

## 5 業務実施に当たっての留意事項

### (1) 実施計画書の作成及び提出

受託者は、本業務の実施に当たり、あらかじめ実施計画書を作成し、委託者に提出すること。

### (2) 委託者との打合せ

受託者は、本業務の遂行上、重要な判断をするに当たっては、あらかじめ委託者と打合せして対応方針を決定すること。なお、打合せした際は、打合せ記録を作成し、委託者の確認を受けること。

### (3) 進捗状況の報告

受託者は、本業務の進捗状況について定期的に委託者に報告すること。ただし、本業務の実施上、問題が生じたときは、遅滞なく報告すること。

## 6 業務完了報告及び成果品

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届に次の成果品を添付して委託者に対して提出すること。

(1) 4の業務の結果をまとめた業務報告書 2部(紙媒体)

(2) (1)の概要資料(※)2部(紙媒体) ※A4版5枚程度のものとする。

(3) 作成した業務報告書及び資料の電子データ一式を保存した電子媒体 1部

なお、実証試験に係るデータは、再利用可能な形式(エクセル等)とする。

## 7 契約に関する条件等

### (1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含む。

### (2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、本業務完了後の精算払いとなる。

### (3) 再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ、委託者に対し、次の事項を記載した書面を提出し、その承認を得た場合は、この限りでない。

① 再委託の相手方の名称及び住所

② 再委託を行う業務の内容及びその範囲

③ 再委託が必要である理由

④ 再委託の契約金額

### (4) 契約の履行に関する措置

① 委託者は、本業務(再委託したものを含む。以下同じ。)の履行について著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求することができる。

② 受託者は、①の要求があったときは、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出しなければならない。

### (5) 機密の保持

① 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への漏えい又は開示をしてはならない。

- ② 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。
- ③ 上記①及び②については、契約期間終了後においても同様とする。
- ④ 受託者は、本業務の実施に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### **(6) 成果品に関する権利**

本業務により作成される成果品に関する一切の権利は、全て秋田県に帰属するものとする。

### **8 関係法令の遵守**

受託者は、本業務を履行するに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

### **9 その他**

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定める。